一　日本赤十字社特別社員、堀末治外六十四名　十月十九日

（富井納）

	東北振興事務局長	
法制局長官	同上	
	法制局参事官	
賞勲局総裁	同上	
内閣調査局長官	同上	
	内閣調査局調査官	
閣		
（略）	一等　二等　三等　四等　五等　六等　七等　八等　九等	
任	奏	任
枢密院（略）	[illegible]高等官[illegible]	
（後略）		

内

閣

参照

昭和十一年度大藏省所管追加豫算

歳出臨時部

第三十四款　紀元二千六百年祝典事務局費

第一項　紀元二千六百年祝典事務局費

第一目奏任俸給

第一節　書記官　二三四〇円

一人ノ俸給年俸参千百貳拾圓ノ九箇月分

第二目判任俸給

第一節　屬　二九五五

城戸 11.5.29 調

四人ノ俸給一人平均年額九百八拾五圓ノ九箇月分二、九五五

第一節ノ給與 八、四〇八

第五目 雜給及雜費

内譯左ノ如シ

名稱	人員	一人ノ給額	總員ノ給額	備考
囑託手當	一	月 一六〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	九箇月分
評議委員會會長 同	一		一六〇、〇〇〇	
同評議委員 同	四〇	年 一二〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	
同幹事長 同	一		一六〇、〇〇〇	
同幹事 同	一〇	一二〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	

中紙罫紙(十行全)(臼井納)

内閣

十四年ノ補助金交付ノ件 (2)

同書記	同	五	七五〇〇	三七五〇〇
官吏以下慰労金				二七、三〇〇〇
計				八、四〇八〇〇

法制局閣第五〇号
五月廿九日

内閣閣甲第七九號

昭和十一年五月二十八日

内閣書記官長　藤沼庄平

法制局長官　次田大三郎　殿

依命通牒

紀元二千六百年祝典事務局設置ニ付別紙官制案ノ趣旨ニ依リ關係勅令案起案上申相成度

内閣

臨時内閣ニ紀元二千六百年祝典事務局ヲ設置スルノ件

（昭和十一、五、二十二）

第一條　紀元二千六百年ノ祝典ニ關スル事務及各種奉祝記念事業ニ關スル事項ノ統轄ノ事務ヲ掌ラシムル爲内閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ紀元二千六百年祝典事務局ヲ置ク

第二條　内閣ニ臨時左ノ所屬職員ヲ置キ紀元二千六百年祝典事務局ニ屬セシム

紀元二千六百年祝典事務局長　勅任

紀元二千六百年祝典事務局書記官

專任一人　奏任

屬

專任四人

局長ハ内閣部内ノ高等官ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

第三條　紀元二千六百年祝典事務局ニ評議委員會ヲ置ク
評議委員會ハ紀元二千六百年ノ祝典及各種奉祝記念事業ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス
第四條　評議委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
委員長及委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
第五條　委員長ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル
委員長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
第六條　評議委員會ニ幹事長、幹事及書記ヲ置ク
幹事長ハ紀元二千六百年祝典事務局長ヲ以テ之ニ充ツ
幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事長及幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（備考）

本官制公布ト同時ニ閣議決定ニ依ル紀元二千六百年祝典準備委員會ヲ廢止スルモノトス

内

閣

十八

済

閣甲第一〇〇號

起案	昭和十一年六月日
裁可	昭和年月日
決定	昭和十一年六月十二日
施行	昭和年月日

内閣總理大臣 （花押）

内閣書記官長 （印）

内閣書記官 （印）

内閣書記官長

昭和十一年六月十二日

法制局長官宛

依命通牒

今般内閣ニ選擧制度調査委員會ヲ

設置致度ニ付別紙構成ニ依リ官
制案起案上申相成度

選擧制度調査委員會

會長　内閣總理大臣

副會長　内務大臣

司法大臣

委員　内閣書記官長

法制局長官

内閣調査局長官
内務政務次官
内務次官
大蔵次官
司法政務次官
司法次官
文部次官
逓信次官
衆議院書記官長
貴族院議員

七人

（木村納）

衆議院議員　十人

學識經驗アル者　八人以内

臨時委員　必要アルトキ之ヲ
置ク

幹事　關係各廳高等官

（昭和十六、六、十二）

選擧法改正調査委員會

制定

會長　内閣總理大臣

副會長　内務大臣

司法大臣

委員

内閣書記官長

法制局長官

内閣調査局長官

内務政務次官

内務次官

大藏次官

司法政務次官

司法次官

檢事總長

文部次官

遞信次官

衆議院書記官長

貴族院議員　~~十~~七人
衆議院議員　十人
學識經驗アル者　~~八~~四人
外ニ民間人ヨリ若干名ヲ選ブ
12.10

臨時委員
幹事
~~内閣書記官~~
~~法制局參事官~~
~~内閣調查局調查官~~
~~内務省地方局長~~
~~内務省警保局長~~
~~司法省刑事局長~~
関係各庁高等官

（參照）學識經驗アル者
~~後藤文夫~~
~~田澤義鋪~~
~~安達謙藏~~
~~松野鶴平~~
大審院判事

十九

濟

閣甲第二一號

起案 昭和十一年六月　日

裁可 昭和　年　月　日

決定 昭和十一年六月二十三日

施行 昭和　年　月　日

内閣總理大臣 （花押）

内閣書記官長 （印）

内閣書記官 （印）（印）

昭和十一年六月二十四日

内閣書記官長

法制局長官宛

依命通牒

今般内閣ニ議院制度運用調査委

員會ヲ設置致度ニ付別紙構成
ニ依リ官制案起案上申相成度

議院制度調查委員會

會長　内閣總理大臣

副會長　貴族院議長

衆議院議長

委員　貴族院副議長

貴族院議員　十人

衆議院副議長
衆議院議員　六人
内閣書記官長
法制局長官
内閣調査局長官
大藏次官
貴族院書記官長
衆議院書記官長
學識経驗アル者　八人以内

（木村納）

臨時委員　必要アルトキ置クコトヲ得

幹事　関係各廳高等官

（参考）

貴族院議員　十人

火曜會一人、研究會　三人、

公成會二人、同和會、同成會、交友クラブ、

無所属各一人
衆議院議員　十人
民政、政友各三人、昭和、社大、國同、
無所属各一人
學識經驗アル者　八人以内

（木村納）

議院制度運用調査委員會

（昭二一・六・一二）

會長　内閣總理大臣

副会長

委員　貴族院議長

貴族院副議長

同　議員　八十人

衆議院議長

同　副議長

同　議員　八十人

大藏大臣

遞信大臣

鐵道大臣

拓務大臣

委員

内閣書記官長
法制局長官
内閣調査局長官
大藏次官
貴族院書記官長
衆議院書記官長
學識經驗アル者　四人　八

計三十四人

必要アルトキ[illegible]

臨時委員

幹事

内閣書記官
法制局參事官
内閣調査局調査官
大藏省主計局長

關係各廳高等官

貴族院書記官

衆議院書記官

（參考）

貴族院議員十人

火曜會一人、研究會三人、

公成會、同和會、同成會、交友クラブ、

無所屬各一人

衆議院議員十人

民政、政友各三人、昭和、社大、國同、

無所屬各一人

學識經驗アル者八人以内

二上兵治
織田萬
小野塚喜平次
堀切善次郎

二十

閣甲一一四

昭和十一年六月二十五日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十一年六月二十五日
昭和十一年七月十五日公布

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣　陸軍大臣　文部大臣

内務大臣　海軍大臣　農林大臣

大藏大臣　司法大臣　商工大臣

遞信大臣　鐵道大臣　拓務大臣

議院制度調查會官制外一件命ニ依リ起案上申ス依テ

別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

法制局

法制局

別紙ノ通

朕議院制度調査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年七月十四日

内閣總理大臣

勅令第百七十九號

法制局

議院制度調査會官制

第一條　議院制度調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ議院制度ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條　議院制度調査會ハ會長一人、副會長二人及委員三十六人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ

得

第三條　會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條　議院制度調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　議院制度調査會ニ書記ヲ置

ク關係各廳判任官ノ中ヨリ內閣ニ
於テ之ヲ命ズ
書記ハ會長、副會長及幹事ノ指揮ヲ
承ケ庶務ニ從事ス
附　則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

第六十九回帝國議會ニ於テ衆議院ノ爲シタル議會制度革正ニ關スル決議ノ趣旨ニ鑑ミ内閣總理大臣ノ諮問ニ應ジテ議院制度及其ノ運用ニ關スル事項ヲ調査審議セシムル爲議院制度調査會ヲ設置スルヲ相當ト認ムルニ由ル

法制局

朕選擧制度調査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和十二年七月十四日

内閣總理大臣

勅令第百八十號

選擧制度調査會官制

第一條　選擧制度調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ

法制局

應ジテ衆議院議員選擧其ノ他公ノ選擧ノ制度ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條　選擧制度調査會ハ會長一人、副會長二人及委員三十八人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ内閣總理大臣ヲ以

テ之ニ充ツ

副會長ハ内務大臣及司法大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故

法制局

アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條　選擧制度調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　選擧制度調査會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ内

閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ會長副會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法

制

局

理由

第六十九回帝國議會ニ於テ衆議院ノ爲シタル衆議院議員選擧法改正ニ關スル決議ノ趣旨ニ鑑ミ内閣總理大臣ノ諮問ニ應ジテ衆議院議員選擧其ノ他公ノ選擧ノ制度ニ關スル事項ヲ調査審議セシムル爲選擧制度調査會ヲ設置スルヲ相當ト認ムルニ由ル

法制局閣第五六号
六月廿四日

内閣閣甲第一一一號

昭和十一年六月二十四日

内閣書記官長 藤沼庄平

法制局長官 次田大三郎 殿

依命通牒

今般内閣ニ議院制度調査委員會ヲ設置致度ニ付別紙構成ニ依リ官制案起案上申相成度

議院制度調査委員會

會長　內閣總理大臣

副會長　貴族院議長

　　　　衆議院議長

委員　貴族院副議長

　　　貴族院議員　十人

　　　衆議院副議長

　　　衆議院議員　十人

　　　內閣書記官長

　　　法制局長官

　　　內閣調査局長官

大藏次官
貴族院書記官長
衆議院書記官長
學識經驗アル者　八人以内

臨時委員　必要アルトキ置クコトヲ得

幹事　關係各廳高等官

法制局内第五六号
六月十二日

内閣閣甲第一〇〇號

昭和十一年六月十二日

内閣書記官長　藤沼庄平

法制局長官　次田大三郎　殿

依命通牒

今般内閣ニ選擧制度調査委員會ヲ設置致度ニ付別紙構成ニ依リ官制案起案上申相成度

内閣

選擧制度調査委員會

會長　内閣總理大臣

副會長　内務大臣

司法大臣

委員　内閣書記官長

法制局長官

内閣調査局長官

内務政務次官

内務次次官

大藏次官

司法政務次官
司法次官
文部次官
遞信次官
衆議院書記官長
貴族院議員　七人
衆議院議員　十人
學識經驗アル者　八人以内
臨時委員　必要アルトキ之ヲ置ク
幹事　關係各廳高等官

昭和十一年五月二十三日衆議院決議

議會制度革正ニ關スル決議

時勢ノ推移ニ鑑ミ衆議院ノ機能ヲ一層發揮シ其ノ能率ノ増進ヲ圖ルハ方ニ緊要ナリト認ム仍テ政府ハ速ニ議會制度ニ關スル調査會ヲ設ケ之カ改正案ヲ次期議會ニ提出スヘシ

右決議ス

昭和十一年五月二十三日衆議院決議

衆議院議員選舉法改正ニ關スル決議

衆議院議員選擧法實施ノ成績ハ立法ノ趣旨ニ反シ社會ノ實情ニ副ハサルモノ甚タ多キヲ認ム仍テ政府ハ速ニ衆議院議員選擧法改正委員會ヲ組織シ本法竝附屬法規ノ全般ニ亘リ審議ヲ盡シ之カ改正案ヲ次期議會ニ提出スヘシ

右決議ス

非現行

参照

●法制審議會官制

昭和四年五月十三日
勅令第百十八號

朕法制審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、司法大臣副署）

法制審議會官制

第一條 法制審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應シテ重要ナル法律制度ヲ調査審議ス

法制審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 法制審議會ハ總裁一人、副總裁一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁及副總裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ官吏、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 總裁ハ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ佐ケ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 法制審議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ臨時命ヲ承ケ法令ノ調査

昭和拾壹年六月拾弐日作成

ニ從事ス

第六條　法制審議會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ總裁、副總裁及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時法制審議會官制ハ之ヲ廢止ス

内閣

參照

陸軍省

(由)

半紙罫紙(十行二十字)(臼井納)

非現行

参照

●米穀對策調査會官制

昭和九年九月一日
勅令第二百五十六號

朕米穀對策調査會官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム（總理、大藏、農林大臣副署）

米穀對策調査會官制

第一條 米穀對策調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ米穀對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人、副會長二人及委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ農林大臣及大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

昭和拾壹年六月拾參日作成

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀統制調査會官制ハ之ヲ廢止ス

内閣

半紙罫紙（十行全）（臼井納）

（臼井納）

昭和拾壹年六月拾參日作成

参照

●東北振興調査會官制

昭和九年十二月二十六日
勅令第三百四十六號

朕東北振興調査會官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム（總理大臣副署）

東北振興調査會官制

第一條 東北振興調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ東北地方ノ振興方策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 調査會ハ會長一人、副會長二人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ内務大臣及農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内

閣

参照

朕選擧肅正委員會令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和十年五月七日
内閣總理大臣　岡田　啓介
内務大臣　後藤　文夫

勅令第百十號（官報　五月八日）

選擧肅正委員會令

第一條　衆議院議員選擧其ノ他公ノ選擧ノ肅正ヲ圖ル爲道府縣毎ニ選擧肅正委員會ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第二條　選擧肅正委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ地方長官（警視總監ヲ含ム）ノ諮問ニ應ジテ前條ノ選擧ニ關スル弊害ノ防止、公正ナル選擧觀念ノ普及其ノ他選擧ノ肅正ニ關スル事項竝ニ衆議院議員選擧法第百四十條第三項及第四項ノ規定ニ依ル事項ノ實施ニ關スル事項ヲ調査審議ス

選擧肅正委員會ハ前項ノ事項ニ付關係行政廳ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第三條　選擧肅正委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ揭グル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ選任ス

一　政治家、實業家、敎育家其ノ他學識經驗アル者

二　官吏、待遇官吏及吏員

衆議院議員ノ選擧權ヲ有セザル者（衆議院議員選擧法第七條第一項ニ規定スル者ヲ除ク）ハ委員タルコトヲ得ズ

第四條　委員ハ名譽職トス

委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中地方長官之ヲ解任スルヲ妨ゲズ

第五條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ地方長官ノ代理者其ノ職務ヲ代理ス

昭和拾壹年六月拾[illegible]日作成

第六條　選擧肅正委員會ノ議事ニ關スル規則ハ地方長官之ヲ定ム

第七條　選擧肅正委員會ニ幹事及書記ヲ置ク廳府縣ノ官吏ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條　選擧肅正委員會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス但シ衆議院議員選擧以外ノ選擧ノ肅正ヲ圖ル爲特ニ必要ナル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔ト爲スコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

半紙罫紙（十行全）（臼井納）

（臼井納）

二十一

濟

閣甲一四九

昭和十一年九月十七日

内閣總理大臣

内閣書記官長

法制局長官

内閣書記官

昭和十一年十月八日

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣
遞信大臣	内務大臣	海軍大臣
農林大臣	鐵道大臣	大藏大臣
司法大臣	商工大臣	拓務大臣

別紙内閣總理大臣請議昭和十年勅令第百四十一號（臨時内閣ニ東北振興事務局ヲ設置スル件）改正勅令ノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

法制局

通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕昭和十年勅令第百四十一號臨時内閣ニ東北振興事務局ヲ設置スルノ件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和十一年十月七日

内閣總理大臣

呈案附箋ノ通

法制局

法制局閣甲七七号

九月拾弐日

主任 桑原書記官 桑原

内閣東發甲第一五號

昭和十年勅令第百四十一號（臨時内閣ニ東北振興事務局ヲ設置スルノ件）改正勅令ノ件

東北興業株式會社及東北振興電力株式會社ノ設立ニ伴ヒ之ガ業務監督ノ爲別紙案ノ通勅令改正ノ要アリ仍テ閣議ヲ請フ

昭和十一年九月十一日

内閣總理大臣 廣田弘毅

内閣總理大臣 廣田弘毅殿

閣甲一四九

勅令第三百七十二號

昭和十年勅令第百四十一號中左ノ通改正ス

第一條　内閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ東北局ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一　東北地方ノ振興方策ノ調査及其ノ實行ノ統一保持ニ關スル事務

二　東北興業株式會社及東北振興電力株式會社ノ業務ノ監督

第二條第一項中「東北振興事務局」ヲ「東北局」ニ、「東北振興事務局長」ヲ「東北局長」ニ、「東北振興事務局書記官」ヲ「東北局書記官」ニ改ム

第三條　内閣東北局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

内閣

（日本標準規格B4判）（内閣印刷局）

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東北振興事務局書記官、、、ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ發セラレザルトキハ、同官等俸給ヲ以テ、内閣東北局書記官、、、ニ任ゼラレタルモノトス

内閣

理由書

東北興業株式會社及東北振興電力株式會社ハ十月初旬設立ノ豫定ナル所之ガ業務監督ノ爲昭和十年勅令第百四十一號（臨時內閣ニ東北振興事務局ヲ設置スルノ件）官制ヲ改正スルノ要アルニ由ル

內閣

参照

朕臨時内閣ニ東北振興事務局ヲ設置スルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十年五月二十四日

内閣總理大臣　岡田啓介

勅令第百四十一號（官報　五月二十五日）

第一條　東北地方ノ振興方策ノ調査及其ノ實行ノ統一保持ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲内閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ東北振興事務局ヲ置ク

第二條　内閣ニ臨時左ノ所屬職員ヲ置キ東北振興事務局ニ屬セシム

東北振興事務局長　勅任

東北振興事務局書記官　專任二人　奏任

屬　專任四人

局長ハ内閣部内ノ高等官ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣

（日本標準規格B4判）　（内閣印刷局）

二十二

済

閣甲第一六三號

起案	決定	裁可	施行
昭和十一年十月十四日	昭和十一年十月十四日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日

内閣總理大臣 弘

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十一年十月十四日

内閣書記官長

法制局長官宛

依命通牒

今般内閣ニ貴族院制度調査會ヲ

設置致度ニ付別紙要綱ニ依リ官制案起案上申相成度

内閣

貴族院制度調査會要綱

一、內閣總理大臣監督ノ下ニ貴族院制度調査會ヲ置ク

二、貴族院制度調査會ハ內閣總理大臣ノ諮問ニ應ジテ貴族院制度ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

三、貴族院制度調査會ハ會長一人、副會長一人及委員二十七人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

四、會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ、副會長ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學

貴族院議員

議經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

五、其他必要ナル規定ヲ設ク

内閣

委員二十七人ノ見込

貴族院議員　九名

關係各廳高等官　九名

學識經驗者　九名

內閣
內閣

閣甲一六五

昭和十一年十月十五日

内閣書記官長
内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣
内務大臣
大藏大臣
陸軍大臣
海軍大臣
司法大臣
文部大臣
農林大臣
商工大臣
遞信大臣
鐵道大臣
拓務大臣

貴族院制度調査會官制命ニ依リ起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

昭和十一年十月十九日裁可
昭和十一年十月二十九日公布

二十三

法制局

勅令案

別紙ノ通

朕貴族院制度調査會官制ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年十一月七日

内閣總理大臣

勅令第三百九十一號

貴族院制度調査會官制

第一條 貴族院制度調査會ハ内閣總理
大臣監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ貴族

法制局

院ノ機構ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條　貴族院制度調查會ハ會長一人及委員二十七人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調查審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之

法制局

ヲ命ズ

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　貴族院制度調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　貴族院制度調査會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ

法制局

之ヲ命ズ
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法制局

理由

第六十九回帝國議會ニ於テ貴族院ノ爲シタル「貴族院機構ノ改正ニ關スル建議」ノ趣旨ニ鑑ミ內閣總理大臣ノ諮問ニ應ジテ貴族院ノ機構ニ關スル事項ヲ調査審議セシムル爲貴族院制度調査會ヲ設置スルヲ相當ト認ムルニ由ル

参照

朕議院制度調査會官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年七月十四日
内閣總理大臣　廣田　弘毅

勅令第百七十九號（官報　七月十五日）

議院制度調査會官制

第一條　議院制度調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ議院制度ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條　議院制度調査會ハ會長一人、副會長二人及委員三十六人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條　議院制度調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　議院制度調査會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ會長、副會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

第六十九回帝國議會貴族院議事速記錄（昭和十一年五月）

貴族院機構ノ改正ニ關スル建議

當今庶政一新ノ氣運ニ鑑ミ貴族院ヲシテ一層機能ヲ發揮セシムル爲其ノ機構ノ改善スベキ點ニ就キ政府ハ有效適切ナル調査ヲ遂ゲ速ニ成案ヲ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

内閣閣甲第一六三號

昭和十一年十月十四日

内閣書記官長　藤沼庄平

法制局長官　次田大三郎　殿

依命通牒

今般内閣ニ貴族院制度調査會ヲ設置致度ニ付別紙要綱ニ依リ官制案起案上申相成度

貴族院制度調査會要綱

一、內閣總理大臣監督ノ下ニ貴族院制度調査會ヲ置ク

二、貴族院制度調査會ハ內閣總理大臣ノ諮問ニ應ジテ貴族院制度ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

三、貴族院制度調査會ハ會長一人、委員二十七人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

四、會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

內閣

五、其他必要ナル規定ヲ設ク

内閣

内閣

委員二十七人ノ見込

貴族院議員　九名

關係各廳高等官　九名

學識經驗者　九名

内閣

二十四

濟

閣甲第一四六號

起案 昭和十一年九月五日

裁可 昭和 年 月 日

決定 昭和十一年九月五日

施行 昭和 年 月 日

内閣書記官

内閣書記官長

内閣總理大臣

昭和十一年九月五日

内閣書記官長

法制局長官宛

依命通牒

米穀自治管理法ノ規定ニ依リ米穀自治管理委員會設置ノ必要有之候ニ付別紙官制案ノ

内閣

趣旨ニ依リ勅令案起案上申相成度

(臼井納)

米穀自治管理委員會官制案

第一條　米穀自治管理委員會ハ內閣總理大臣ノ監督ニ屬シ政府ノ諮問ニ應ジテ米穀自治管理法施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條　委員會ハ會長一人、副會長二人及委員十七人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ農林大臣及拓務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ揭グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　內閣書記官長

農林省米穀局

二　内閣調査局長官

三　大藏次官

四　農林次官

五　商工次官

六　拓務次官

七　朝鮮總督府政務總監

八　臺灣總督府總務長官

九　農林省米穀局顧問

十　學識經驗アル者

前項第九號及第十號ノ規定ニ依ル委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内

閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條　臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條　會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ內閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第六條　委員會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事項ヲ調査整理ス

第七條　委員會ニ書記ヲ置ク內閣ニ於テ之ヲ命ズ

農林省米穀局

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農林省米穀局

米穀自治管理委員會構成案

會長	農林大臣
副會長	拓務大臣
仝	内閣書記官長
委員	内閣調査局長官
仝	農林次官
仝	大藏次官
仝	商工次官
仝	拓務次官
仝	朝鮮總督府政務總官
仝	臺灣總督府總務長官
仝	農林省米穀局顧問三名

委員　帝國農會長

仝　全國米穀販賣購買組合聯合會長

仝　日本商工會議所會頭

仝　米穀商代表者一名

仝　學識經驗者二名

幹事　農林省米穀局長

仝　大藏省主計局長

仝　商工省商務局長

仝　拓務省殖産局長

仝　內閣書記官一名

仝　農林書記官一名

一米第一七九五號

昭和十一年九月三日

農林次官　長　瀨　貞

内閣書記官長　藤　沼　庄　平　殿

米穀自治管理委員會ニ關スル件

米穀自治管理法ノ規定ニ依リ米穀自治管理委員會ヲ設置スルコトニ相成居リ同委員會官制制定ノ必要有之候ニ付テハ米穀自治管理委員會官制參考案竝ニ同委員會構成參考案及送付候條可然御取計相成度此段及依賴候也

農林省

小張納

米穀自治管理法案

米穀自治管理法

第一條　本法ハ內地、朝鮮及臺灣ヲ通ズル過剩米穀ヲ統制スル爲內地、朝鮮及臺灣ニ於テ米穀ノ自治管理ヲ行ハシムルコトヲ目的トス

第二條　米穀生產者、土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ米穀ヲ小作料トシテ受クルモノ及命令ヲ以テ指定スル之ニ準ズル者ハ米穀統制組合ヲ設立スルコトヲ得

第三條　米穀統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス

第四條　米穀統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ニ限リ之ヲ行フモノトス

一　第四十三條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ組合ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ組合員ニ對シ割當ツルコト

二　組合ニ於テ統制スベキ米穀ヲ貯藏スルコト

三　前號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付組合員ニ資金ノ融通又ハ其ノ斡旋ヲ爲スコト

四　第四十九條、第五十條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ米穀ノ賣渡ヲ爲スコト

五　貯藏米穀ノ倉庫證券ヲ發行スルコト

六　第二號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ貯藏ヲ解除シタルモノヲ委託ヲ受ケ販賣又ハ保管シ其ノ他米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ爲スコト

前項第五號ノ倉庫證券及其ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　米穀統制組合ノ地區ハ內地ニ在リテハ市町村、朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ廳又ハ郡市ノ區域ニ依ル

特別ノ事情アルトキハ米穀統制組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外市町村等ノ區域ニ增減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ增減アリタルモノトス

ハ廳又ハ郡市ノ區域ニ依

特別ノ事情アルトキハ米穀統制組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外市町村等ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリタルモノトス

第六條　米穀統制組合ノ名稱中ニハ米穀統制組合ナル文字ヲ用フベシ

本法ニ依リ設立シタル米穀統制組合ニ非ザレバ其ノ名稱中ニ米穀統制組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七條　米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ第二條ニ掲グル者ヲ以テ其ノ組合員トス

第八條　米穀統制組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第九條　行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ米穀統制組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

設立ヲ命ゼラレタル者命令ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條　米穀統制組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ遲滯ナク組合設立ノ旨竝ニ組合長及副組合長ノ住所及氏名ヲ告示スベシ

第十一條　米穀統制組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合員トス

第二條ニ該當スル者ニシテ第七條ノ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員タル資格ヲ有セザルモノ

ハ定款ノ定ムル所ニ従ヒ米穀統制組合ニ加入スルコトヲ得

第十二條　米穀統制組合ニ總代會ヲ置ク

總代會ハ組合長、副組合長及總代ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條　米穀統制組合ノ組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ總代ヲ選擧スベシ

第十四條　左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ

一　收支豫算

二　經費ノ分賦收入方法

三　事業報告及收支決算

四　借入金

五　定款ノ變更

六　第三十七條ニ於テ準用スル第八條ノ同意

七　第四十三條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ割當

前項第一號、第二號、第四號及第五號ニ掲グル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條　定款ノ變更ハ總代會ニ於テ之ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ增減ニ關スルトキハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入セラレ又ハ削除セラルベキ區域內ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十六條　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外總代會及役員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　特別ノ事情アル米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ設ケズ組合員ノ總

右

會ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外總代會及役員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　特別ノ事情アル米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ設ケズ組合員ノ總會ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

第十八條　米穀統制組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長　一人

副組合長　一人

評議員　數人

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合長及副組合長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

役員ノ選任及解任ハ總代會ニ於テ之ヲ行フ

役員ノ解任竝ニ第二項但書ノ規定ニ依ル組合長及副組合長ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

組合長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政官廳ハ總代ヲ指定シ組合長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

組合長及副組合長ノ選任及退任ハ第四項及第二十六條ノ場合ヲ除クノ外其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

行政官廳第四項ノ認可、第五項ノ指定若ハ第二十六條ノ解任ヲ爲シ又ハ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ告示スベシ

第十九條　組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ竝ニ組合ノ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第二十條　總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ總代會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外組合長之ヲ專決處分ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ専決處分ヲ爲シタルトキハ組合長ハ次ノ總代會ニ之ヲ報告スベシ

第二十一條　米穀統制組合ハ第十八條ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ職員ヲ置クコトヲ得

前項ノ職員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徴收スルコトヲ得

米穀統制組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ米穀統制組合ハ其ノ徴收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ組合長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於